

令和4年 第3回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和4年5月13日 開会

令和4年5月13日 閉会

浦 白 町 議 会

# 浦白町第3回臨時会

令和4年5月13日（金曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
- 4 議案第17号 浦白町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 5 議案第18号 浦白町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第19号 財産の取得について
- 7 発議第1号 浦白町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

## ○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

## ○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
総務課長	明日見将幸君
総務課主幹	早坂隆広君
住民課長	中田帯刀君
住民課主幹	國田幹夫君
福祉課長	齊藤淑恵君
産業課長	馬狩範一君
建設課長	上嶋俊文君
建設課主幹	安田良弘君
教育委員会事務局長	横井正樹君
教育委員会事務局主幹	小田修司君

代 表 監 査 委 員

笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局  
書

長  
記

國 田 朋 子 君  
三 部 航 君

◎開会の宣言

○議長

本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。  
ただいまから、令和4年第3回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番中川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 承認第1号

○議長

日程第3、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案書の2ページをお開きください。  
承認第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年5月13日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由、令和4年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）がそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）を専決処分により改正したものでございます。

次ページ、3ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日

浦臼町長 川畑 智昭

内容につきましては参考資料により説明いたします。

資料1ページをお開きください。

第48条は法改正に合わせた参照先条文の改正を行っております。第73条の2及び次ページ第73条の3では固定資産税課税台帳の閲覧及び証明書交付の際、住所を記載することによってDV被害者の生命等に危害を及ぼす恐れがある場合には閲覧台帳又は証明書に所要の措置を講ずることを定める改正を行っております。

附則第10条の2では第2項において、下水道使用者設置の除害施設にかかる特例措置について法改正後の割合である5分の4に変更する改正を行っております。第3項から次ページ第10項までは参照先条文の改正を行っております。第21項は貯留機能保全区域内の土地に課する軽減割合の規定を追加するものでございます。

4ページをお開きください。

附則第10条の3では省エネ改修工事を行った住宅にかかる特例の拡充等について改正を行っております。

5ページをお開きください。

附則第12条では商業地にかかる固定資産税の負担調整措置について令和4年度に限り上昇幅を5%から2.5%に引き下げる特例を定める改正を行っております。以上で改正内容の説明を終わります。

議案書の5ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

第1条で施行期日を令和4年4月1日に定めております。

第2条で固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上が承認第1号についての説明です。ご審議いただき承認賜りますようお願い申し上げます。  
以上です。

○議長

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって討論を終わります。  
これより、承認第1号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。  
したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第17号

○議長

日程第4、議案第17号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを  
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
明日見課長。

○総務課長(明日見将幸君)

議案書の6ページをお開き願います。

議案第17号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について  
浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和4年5月13日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由でございますが、令和3年人事院勧告によります国家公務員の官民格差等に基づく給与  
制度の改正に伴いまして、同様の支給手当額の改定を行うため、関連する条例の改正を行うもので  
ございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。このたびの改正条例は

関連のございます、条例改正4条立ての改正としております。順に新旧対照表によりご説明申し上げますので別冊参考資料の6ページをお開き願います。

第1条の改正につきましては、浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例第4条第2項に定めております6月及び12月に支給する期末手当を100分の222.5を100分の215に引き下げる改正でございます。

7ページをお開き願います。

第2条の改正につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例第21条第2項に定めます期末手当の支給割合を100分の127.5を100分の120に、第3項で定めます期末手当の割合を100分の127.5を100分の120に、また100分の72.5を100分の67.5に引き下げる改正でございます。

8ページをお開き願います。

第3条の改正につきましては、浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。附則第3項で定めます期末手当に関する経過措置の支給割合、令和5年3月31日までの間、100分の127.5を、令和5年3月31日までの間、100分の120に引き下げる改正でございます。

続きまして9ページをお開き願います。

第4条の改正につきましては、浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。第4条の改正につきましては条例第8条第1項第2号に定めます期末手当の支給割合を100分の127.5を100分の120に引き下げ、附則第3項で定めます期末手当に関する経過措置の支給割合令和5年3月31日までの間、100分の127.5を令和5年3月31日までの間、100分の120に引き下げる改正でございます。

議案書の7ページにお戻り願います。

附則第1条 この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2条でございますが、令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置の規定でございます。7ページから8ページになりますが、令和4年6月に支給する期末手当の額から令和3年12月に支給されました金額に附則第2条第1項第1号から第3号の支給割合を乗じて得た額を調整額として減額する規定となっております。附則第3条でございますが、前条に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を規則で定める規定となっております。

以上が議案第17号浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

## ○議 長

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

静川議員。

## ○6番（静川広巳君）

昨年の12月分を遡って6月分で減額するってことなのですが、今年の3月31日付けで退職

した職員というのはどうなるのですか。

○議長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。1名退職者いたのですがこの者につきましては6月1日現在が支給日の基準日となりますので、その時にはいませんので減額の対象とはなりません。以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第17号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第18号

○議長

日程第5、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案の9ページをお開き願います。

議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月13日提出

浦臼町長 川畑 智昭



提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。内容につきましては参考資料により説明いたします。

資料の10ページをお開き願います。

第2条第2項ただし書中、63万円を65万円に、同条第3項ただし書中、19万円を20万円に改正するものでございます。また第21条第1項中63万円を65万円に、19万円を20万円に改正するものでございます。

議案の10ページにお戻り願います。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が議案第18号についての説明でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第19号

○議 長

日程第6、議案第19号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第19号 財産の取得について

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和4年5月13日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案の理由につきましては、昭和39年4月1日浦臼町条例第16号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき提案するものでございます。

1. 名称・種類・数量につきましては、除雪トラック（10t級ダンプ型）1台
2. 契約の目的につきましては、冬期間の町道等の除雪に対応するためのもので、安全で円滑な冬季交通の確保を図るため令和4年度社会資本整備総合交付金事業を活用し、整備するものでございます。
3. 契約の方法は、指名競争入札。
4. 契約の金額は、5,141万円（うち消費税額46万5千円）でございます。
5. 契約の相手方は、札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号、UDトラックス北海道株式会社、代表取締役 古舘利幸氏でございます。

以上が議案第19号 財産の取得についての説明です。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第19号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号

○議長

日程第7、発議第1号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって発議第1号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、発議第1号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和4年第3回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時21分